

米沢市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（案）の制定について

～ 地域ぐるみの助け合い ～

1 避難行動要支援者名簿とは

災害対策基本法に基づき、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者など「避難行動要支援者」の名簿を作成することを市町村長に義務付けるとともに、災害に備えて地域全体でこれらの方々を支援していく取り組みを推進するため、避難支援等関係者と日頃から共有することで、見守りなどを通し、災害時の避難支援等につなげることを目指すものです。

2 避難行動要支援者の範囲

- 令和4年3月改定「米沢市地域防災計画」に明記。
- 令和4年3月策定「米沢市避難行動要支援者の避難行動支援計画」に明記。

避難行動要支援者として、次の（１）から（７）に掲げるもの
(令和4年9月1日現在)

避難行動要支援者区分	対象者数
(1) 要介護3～5認定者	451
(2) 身体障害者手帳1・2級所持者	834
(3) 療育手帳A判定の者	93
(4) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者	56
(5) 難病患者・医療的ケア児・者	7
(6) 75歳以上の高齢者のみの世帯（単身世帯含む）の者	4,917
(7) その他市長が認める者	846
合 計	7,204

3 避難支援等関係者の範囲（名簿情報の提供先）

- 令和4年3月改定「米沢市地域防災計画」に明記。
- 令和4年3月策定「米沢市避難行動要支援者の避難行動支援計画」に明記。

①米沢消防署	⑧米沢市社会福祉協議会
②米沢市消防団	⑨地域包括支援センター
③米沢警察署	⑩福祉専門職
④民生委員・児童委員	⑪福祉避難所協定施設（協定を締結している旅館ホテルを含む）
⑤コミュニティセンター	※⑥⑦の担当者とは、当該組織において防災や福祉に係る役員及び担当者。
⑥自主防災組織の長及び担当者※	
⑦町内会長及び担当者※	

4 現状課題

現在、市が保有する名簿情報は、提供先として自主防災組織と民生委員・児童委員に限定することで本人の同意を得ているため、提供範囲が拡大された警察、消防、その他の避難支援等関係者には、本人から再度同意を得なければ名簿情報を提供できない現状であり、日頃からの多機関による支援体制の構築が困難な状況となっているほか、本来は避難支援等が必要であるにもかかわらず同意の意思表示をしていない人がいるため、災害時に見逃されてしまう状況が発生する可能性があります。

対象者のうち、約7割の人が意思表示なし
⇒約5,000人が災害時に見逃されるおそれ

5 個別条例を制定することで、本人からの同意なく提供可能に

災害対策基本法の規定により、市町村の条例に特別の定めがあれば、本人からの同意を得ることなく、地域防災計画に定める避難支援等関係者に日頃から名簿を提供することができるようになります。



避難行動要支援者の中には、障がい等を有することを他人に知られたくない人や、個人情報を外部に提供されることを嫌がる人もいますので、情報提供の拒否を申し出ること、名簿から除くことができる仕組みを取り入れます。

この場合、避難支援等関係者に名簿情報を伝えることができなくなるため、名簿提供拒否者は自力で避難していただくことになります。

6 名簿情報の保護措置

災害対策基本法で定めることとされている名簿情報の漏えい防止措置として、避難支援等関係者が市に対して名簿提供を申請する際に、誓約書を提出してもらうほか、基本的な事項を明記します。

①名簿の安全管理

管理責任。名簿の厳重管理。

②利用・提供の制限

目的外利用及び避難支援等関係者以外への提供禁止。

③守秘義務

秘密厳守。身分を退いた後も同様。